

中津市福祉の里づくりサポーター事業に関するQ&A①

(問) 幼稚園から駐車場までは、通行量の多い道路を渡るため、事故等の危険が考えられるが、道路を渡る際の安全確保のための見守り要員で、サポーターを置くことは可能か？

(答)

園児の見守りとして可能です。

(問) 活動内容例の中の昔の遊びとは、具体的にどういったものか？

(答)

世代を超えて受け継がれてきた伝承遊びとして、竹馬・メンコ・けん玉・お手玉など、多くの遊びが対象になります。

(問) 受入機関の活動確認スタンプは法人ごとに1個か？

(答)

法人内に複数の事業所がある場合は、事業所ごとに1個支給します。申請も事業所ごとに行ってください。

(問) 現在、独自でボランティアを受け入れており、独自に研修等を行い周知徹底しているため、この事業の内容のことをどういった形でサポーターに知らせているか知りたい。サポーター手帳の内容を、サポーターを受け入れる前に見せていただくことはできないか？

(答)

中津市のホームページに、手帳の写しを掲載していますので、ご覧下さい。

(問) サポーターの啓発について、啓発ポスターの掲示以外に、事業所はどのような形で啓発を行ったらいいか？対象の方は登録をするよう促す必要等があるのか？

(答)

あくまで、高齢者自身が進んでサポーターの登録をすべきでありますので、通常は受入機関はサポーターの登録をする啓発などはしなくてもよいです。しかし、10月から本事業が開始となりますので、現在ボランティアに来ている高齢者の方々についてはサポーターの登録をするよう呼びかけて下さい。また、多くの方に本事業を知ってもらう必要があるため、差し支えなければ配布した啓発ポスターを掲示して下さい。

(問) 活動人数は、活動内容によっては人数にばらつきがあると思うので、こういった人数を記載すれば良いか？

(答)

事業所等が、受け入れることが出来るサポーターの人数の概算の数を記入して下さい。

(問) 管理機関がサポーターの方に受入機関を紹介するとしているが、具体的にどのような方法で紹介していくのか？

(答)

基本的には、サポーター自ら受入機関に連絡をして活動を行うことを想定しているため、管理機関はどのような受入機関が活動内容を募集しているのか問合せがあった場合は情報提供を行い、サポーターが活動内容を確認し易いように、定期的に活動内容の一覧表をまとめ公表するなど、対応していきます。

(問) サポーターの方に、保険には加入させるのか？

(答)

サポーター用の保険を準備しており、自己負担200円です。強制加入の予定はありませんが、受入機関での事故などが発生したときのために、保険に入るようサポーターに呼びかけを行っていきます。

(問) PM 7:00から1時間ほど自由時間があり、その時間に利用者のお話し相手などをサポーターに行わせたい。夜間でのサポーター活動は可能か？

(答)

可能です。

(問) サポーターを受け入れる日を土日等に限定することは可能か？

(答)

可能です。

(問) サポーターに支払う予算は事業開始時どの程度確保しているのか？

(答)

転換交付金の支払いは、翌年度に支払うことになっているため、事業開始時は確保していません。翌年度以降は、サポーターの登録数によって、転換交付金の予算を確保していきます。

(問) サポーターの対象者は、介護認定の有無は関係あるのか？

(答)

関係ありません。高齢者本人が、活動できるのであれば可能です。

(問) 本事業の転換交付金は、税金の無駄な支出ではないのか？

(答)

本事業は、サポーター活動を行うことにより、高齢者の介護予防を図り、生き生きとした地域社会を作ることを目的としているため、その点では事業効果があると考えており、無駄な支出ではないと考えています。

(問) 寄附は、自分自身が所属して活動している「寄り合いの場」などに対しては出来ないのか？

(答)

評価ポイントの転換手続きで、直接寄附出来るのは、「中津市」「中津市社会福祉協議会」だけです。但し、どうしても寄附をしたい場合は、一旦サポーター自身の口座にて交付金を受け取り、サポーター自身で寄附を行うことは出来ます。

(問) 振込先の口座を、個人ではなく、ボランティアグループの口座にすることはできるのか？

(答)

寄附にあたるため出来ません。

(問) サポーターの申請をする際に、個人ではなくボランティアグループとして申請を行い、別紙にそのボランティアグループの名簿を添付するような申請方法は受け付けてもらえないのか？

(答)

添付する別紙も、申請書と同じ内容の情報を記載してもらわなければならないため、個人個人の申請に限定します。ただし、代表者が代理でボランティアグループ全員の申請書を管理機関に提出することに関しては認めます。

(問) 民生委員はサポーターの対象となるのか？また、民生委員の仕事は、独居の高齢者の見守り等を行なっているが、その活動は対象となるのか？

(答)

民生委員としての活動は、行政から委嘱された活動でありますので、対象外となります。但し、民生委員としての活動ではなく、個人としてのサポーターの活動であれば対象となります。なお、在宅のボランティアに関しては、活動実績を第三者が確認することが困難であるなどの理由から、現段階では対象外です。

(問) サポーターの活動時間は2時間が目安なのか？

(答)

2時間は、あくまで1日にスタンプを押印できる数の上限であり、2時間を超えて3、4時間活動しても問題はありません。

(問) 受入機関が固定のサポーターの方を受け入れても良いのか？

(答)

問題ありません。

(問) もし、サポーター活動中に何らかの事故等が発生した場合はどうすればよいか？

(答)

管理機関である中津市社会福祉協議会に連絡をして下さい。連絡先は以下の通りです。

<事故発生時連絡先>

中津市社会福祉協議会福祉サービス課

Tel：27-7715

(問) この事業はいつまで続けるのか？

(答)

この事業は、国が定める介護保険制度の中の、地域支援事業の介護予防事業として実施していますので、可能な限り継続していきたいと考えています。

(問) 有料老人ホームは、本事業の受入機関の対象とはならないのか？

(答)

有料老人ホームは対象となります。該当する活動は、行事の手伝い・講師などです。詳しくは、介護・高齢者福祉課までお問合せ願います。